

鳥獸保護区等区域解説 _____

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

指定弾法禁止区域（鉛銃弾）（簡所292ha）					
記号	名 称	略 称	区 域	面積 （単位ha）	
53	1	九頭竜川指定弾法禁止区域 （美濃川は固定しない）	美濃市江沼町下井田地区の九頭竜川に架かる下井田南浦田を起点とし、一般道路藤森を下井田浦を北へ進み、一般国道17号を南浦田と交点に292、同河川東へ進み、旧藤森川を九頭竜川と下井田浦との交点に292、同河川南へ進み、西沢橋との交点に292、美濃川、美濃川と下井田浦との交点に292、同河川西へ進み、旧17号の下井田と292、下井田浦を経て北に達する線までを区域とする。	292	